

# サービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）

旅行者向け取扱要領（1月16日時点）

## 1. サービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）について

---

### （1）概要

---

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大の影響により、全国の旅行業、宿泊業はもとより、貸切バス、ハイヤー・タクシーや飲食業、物品販売業など地域経済全体が深刻な状況に追い込まれており、給付金による多種多様な旅行・宿泊商品の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関などで幅広く利用できる地域共通クーポンの発行により、感染拡大により失われた観光客の流れを取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域経済に波及効果をもたらすことを目的としています。

### （2）事業期間

---

事業期間は、令和2年7月22日（水）から令和3年3月15日（月）とします。Go To トラベル事業（以下「本事業」という。）の対象商品の販売期間については、次のとおりとします。

#### 【宿泊商品及び宿泊を伴う旅行商品】

令和2年7月22日宿泊から令和3年1月31日宿泊(2月1日チェックアウト)まで〔※当面〕

#### 【日帰り旅行商品】

令和2年7月22日から令和3年1月31日まで〔※当面〕

※現時点で各事業者が本事業の対象である旅行商品を販売頂ける目安として記載させていただいたものであり、今後の感染状況、観光需要の回復状況等により、変更することがあります。

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ、給付金の給付を一時的に停止することがあります。

修学旅行においては、特例として令和3年3月に催行する旅行も一部対象としており、具体的には令和3年3月23日（火）宿泊（3月24日（水）チェックアウト）まで〔※当面〕は、現行の割引条件等で支援いたします。

### （3）給付金の給付対象となる商品

---

本事業における給付金の給付対象となる商品は以下の通りです。

#### 【宿泊商品】

- ① 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項の届出に係る住宅又は国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 13 条第 1 項の認定を受けた事業を営む施設（以下「宿泊施設」という。）で提供される宿泊サービスを含む商品であること。ただし、以下のものは対象外となります。
- ・ 宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日（デイクース）であるもの。
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を伴う商品。

#### 【宿泊を伴う旅行商品】

次のいずれの旅行も対象となります。

- ① 募集型企画旅行
- ② 受注型企画旅行
- ③ 手配旅行

また、宿泊に準ずるものとして、以下の商品も本事業の給付金の給付対象となります。

- ・ 寝台列車
- ・ クルーズ船
- ・ 夜行フェリー

※ただし、鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等の、払戻手続き等を行うことで割引前の金額の返金を受け、不正に給付金を受給することができるものは対象外とします。（販売個所以外で払い戻しができないよう適切に管理できるものは対象とすることができる。）

#### 【日帰り旅行商品】

次の条件を満たす商品が対象となります。

- ① 同日中に発地に戻ることが予定されている運送サービスを含むこと。  
※ ただし、夜行バスで夜（1日目）に出発して翌日（2日目）に旅行先に到着し、その後、同日（2日目）中に夜行バスで旅行先を出発し翌日（3日目）に出発地へ戻るような場合は、同日（2日目）中に発地に戻ることが予定されているものとみなして対象といたします。（夜行フェリーや夜行列車などを宿泊施設ではなく移動手段として利用する場合も同様。）
- ② 旅行先で「運送サービスを提供する者」以外の者が提供する運送・宿泊以外の旅行サービス等を含むこと。  
※ ただし、上記 2 つの条件を満たすものであっても、社会通念上、当該商品が 2 地点間の移動のみを主たる目的とする場合及び地域での消費喚起にほぼ裨益しないと評価される場合を除きます。

対象となる日帰り旅行商品の例は以下のとおりです。

- ・往復の乗車券と体験型アクティビティ（ゴルフ利用等を含む）がセットになった旅行商品
- ・往復の乗船券と旅行先でのランチがセットになった旅行商品
- ・高速バスの往復と果物狩り体験がセットになった旅行商品

ただし、以下のものは日帰り旅行商品として対象外となります。（代表的なものを例示）

(ア) 運送サービスしか含まれていないもの

- ・鉄道乗車券+乗船券
- ・地域周遊きっぷのみ
- ・往復バスの乗車券のみ

(イ) 同日中に発地に戻ることが予定されていないもの

- ・目的地までの片道のバス乗車券と食事

(ウ) 地域での消費に寄与しない組み合わせ

- ・往復の乗車券と車中でのドリンク引換券
- ・往復の航空券と出発空港でのお弁当引換券
- ・往復のバス乗車券と現地の無料観光施設（公園等）入場

【宿泊代金・旅行代金に含められないもの】

① 換金性の高いもの

- ・金券類（ＱＵＯカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）
- ・鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等
- ・収入印紙や切手

② 上記のほか、事務局が対象商品として適切でないと認めるもの

※なお、②に基づいて、個別具体的に支援の対象外とするか否かを判断することとし、その基準・考え方については以下のとおり明確化します。

【事務局が対象商品として適切であると認めるか否かの基準・考え方】

- ① 観光を主たる目的としていること
- ② 感染拡大防止の観点から問題がないこと
- ③ 旅行商品に含まれる商品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと
- ④ 旅行者自身が旅行期間中に購入又は利用するものであること

各旅行商品については、上述の基準・考え方に照らして個別具体的に支援の対象外とするか否かを判断いたします。

※支援の対象外となる個別具体の旅行商品の具体例については、Go To トラベル公式サイト（以下「公式サイト」という。）に随時掲載することとします。

<対象外となる商品の例>

- ・通常の宿泊料金（1万円程度）を著しく超える、館内のルームサービス、食事等でいつでも利用できるホテルクレジット（3万円程度）付宿泊プラン
- ・通常の宿泊料金（5千円程度）を著しく超える商品（3万円程度）付きの宿泊プラン
- ・ヨガライセンス講習（4泊5日20万円～）、英会話講習付き宿泊プラン（2泊3日28000円）、ダイビング免許付き宿泊プラン（5～10万円）

既にこれらの旅行商品を予約している場合については、利用者、事業者への影響も考慮し、引き続き支援の対象とし、今後販売する場合については、利用者・事業者への一定の周知期間が必要であることに鑑み、11月6日（金）の予約販売分より支援を停止することとします。

#### （４） 給付金の給付対象となる商品の購入者（旅行者）が遵守すべき事項

---

本事業の給付金の給付対象となる商品を購入する旅行者は、旅行に際して次の事項に同意するものとします。

お約束、ご協力いただけない場合には、キャンペーンの利用を認めないこととし、事務局より給付金の返還を請求することがあります。旅行者の皆様ご自身、また従業員の皆様への感染を防止するために必要不可欠な措置ですので、何卒ご協力をお願いいたします。

##### 【感染防止対策】

- ① 旅行時は毎朝、検温等の体温チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、宿泊施設近隣の医療機関等の指導に従っていただきます。また、スマートフォンを利用されている方は接触確認アプリのご利用をお願いします。
- ② 旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施してください。宿泊施設のみならず、旅先のあらゆる場面で3密が発生する場や施設等は回避し、大声を出すような行為もご遠慮ください。

- ③ 宿泊施設等では、チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、浴場や飲食施設での3密対策の徹底、食事の際の3密の回避等が本事業の参加条件になっております。また、本人確認は、同行者も含め全ての参加者について実施しますので、免許証などの書類を持参してください。(※以下参照)。お忘れの場合、後日送付いただくなど宿泊施設等の指示に従ってください。旅行者の不正申告が発覚した場合には、詐欺罪などに問われる可能性もあります。
- ④ 検温の際、37.5度以上の発熱がある場合には、各施設が定める客室等に待機いただいて、宿泊施設近隣の医療機関等の指示を仰ぐこととなります。これら宿泊施設等の従業員の指示には必ず従ってください。
- ⑤ 若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般にリスクが高いと考えられています。実施する場合には、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切なお旅行をお願いします。

(参考) 本人確認に必要な書類

○ 1点で本人確認書類として認められるもの：1枚で氏名及び写真が確認できる書類

例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、

特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、

障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書 等

○ ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つ又は①を一つ及び②を一つの組み合わせであれば、氏名が確認できる書類として提示可能

①健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等

②学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

※ 中学生以下の子供であって、上記の書類がそろわない場合、本人の健康保険証と法定代理人の本人確認書類（運転免許証、旅券等）で代用可

○ 今後、感染の状況等に応じて、対象地域の変更があり、旅行者への居住地確認が求められることがあります。

○ 書類が整わない場合、後日、宿泊施設に対して写しを郵送等することといたします。

## 【その他】

- ① 本事業の対象商品の販売者及び事務局が、自身に代わって給付金相当額を受け取ることを承諾します。
- ② 本事業の対象商品の販売者が取得した利用者の個人情報、給付金の申請を行うため、観光庁及び事務局に提供します。
- ③ 今後、新型コロナウイルス感染症拡大の状況等次第では、お住まいの地域や旅行先の地域により本事業を利用できない場合がある旨をあらかじめ承諾します。

## (5) 給付金給付額

---

給付金給付額は次のとおりです。

- ① 給付金給付額は旅行代金総額の2分の1相当額とし、給付額の7割を旅行代金の割引、給付額の3割を旅行先で使える地域共通クーポンとして給付します。
- ② (給付額上限) 宿泊を伴う旅行は一人一泊あたり20,000円(割引14,000円、地域共通クーポン6,000円)、日帰り旅行は一人あたり10,000円(割引7,000円、地域共通クーポン3,000円)を上限とします。
- ③ 事業期間中であれば給付金の対象となる商品の購入回数、泊数ともに上限はありません。  
※ただし、11月17日(火)0時以降の予約・発売分より、8泊以上の宿泊を伴う旅行商品は、支援の対象外となります。この場合であっても、8泊以上の宿泊を伴う旅行の7泊分までは支援の対象となります。
- ④ 旅行代金の割引として給付される給付額は旅行代金の35%(旅行代金の2分の1相当額×70%)に相当する額か上記②の上限額のどちらか低い方とします。地域共通クーポンとして給付される給付額は旅行代金の15%(旅行代金総額の2分の1相当額×30%)に相当する額か上記②の上限額のどちらか低い方とします。
- ⑤ 地域共通クーポンとして給付される場合は、旅行代金の総額の15%で算出した額の100円単位を四捨五入し、1,000円単位で配布を行います。
- ⑥ 地域共通クーポンについては令和2年10月1日以降に開始する旅行から配布を開始します。
- ⑦ 地域共通クーポンは、原則として給付対象となる商品の販売者が旅行者に配布してください。
- ⑧ 販売者が地域共通クーポンを直接旅行者に配布できない場合、配布されるべき地域共通クーポンの付与額又は枚数等(事務局の承認のもと、特例として旅行代金総額、旅行人数及び宿泊数の伝達でも可能とする場合があります)を旅行者及び宿泊施設に対して正確に伝達できる手段を整備することで、宿泊施設に依頼し了承を得たうえで、地域共通クーポンの配布を行うことができます。伝達手段は、必ず記録が残る方法を用いてください。

- ⑨ 旅行者や自治体が発行する独自のポイント又はクーポンであって、上記の地域共通クーポンと同様の機能を有するものであれば、地域共通クーポンに替えて旅行者に付与することができます。

	旅行代金	給付額	割引	地域共通クーポン
宿泊 (1人あたり)	40,000円以上	20,000円	14,000円	6,000円
	0円～40,000円未満	0円～19,999円	0円～13,999円	0円～6,000円
日帰り (一人あたり)	20,000円以上	10,000円	7,000円	3,000円
	0円～20,000円未満	0円～9,999円	0円～6,999円	0円～3,000円

なお、給付金の給付額は配分された予算の範囲内での給付となります。

## (6) 調査

事務局は、必要に応じて旅行者に対し、申請書類について、調査を行う場合があります。

## (7) 給付金の取り消し

- ① 事務局は、旅行者がこの要領の規定に違反した場合や不正な申請を行った場合は、給付金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができます。
- ② 前項の規定は、給付金を給付した後においても適用します。

## (8) 給付金の返還

- ① 事務局は、給付金の給付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じます。
- ② 前項の命令を受けた旅行者は、事務局が指定する期日までに、直ちに給付金を返還しなければなりません。

## 2. お問い合わせ先

Go To トラベル事務局コールセンター

TEL[1]: 0570-017-345 (受付時間: 10時～19時 ※年中無休)

TEL[2]: 03-6747-3986 (受付時間: 10時～19時 ※年中無休)

※この取扱要領の内容は、今後の感染状況や、感染症の専門家のご意見、政府の全体方針等を踏まえて変更することがあります。